

平成29年6月16日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株式会社ザッパラス
代表者名 代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
(コード番号 3770 東証第一部)
問合せ先 取締役 小林 真人
T E L 03-6434-1036 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年6月16開催の取締役会において、平成29年7月26日開催予定の第18回定時株主総会において承認されることを条件として、「監査等委員会設置会社」への移行及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンス体制を一層強化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成29年7月26日開催予定の第18回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①平成29年5月25日付「本社移転に関するお知らせ」にて公表しました本社移転に伴い、現行定款に定める本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。
- ②監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、付則の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ③上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成29年7月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成29年7月26日(予定)

以上

別紙

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) (条文省略)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、電</u> 子公告によることができない事故その他やむを得ない 事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法に より行う。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか</u>、次の機関 を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。<u>但し、電子</u> 公告によることができない事故その他やむを得ない 事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法に より行う。</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役</u> <u>の決議によって定める。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役</u> <u>会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u></p>

<p>(条文省略)</p>	<p><u>が定める。</u> (現行どおり)</p>
<p>第 11 条 (株式取扱規程) 当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>第 11 条 (株式取扱規程) 当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条 (員数) 当社は、10 名以内の取締役を置く。 (新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条 (員数) 当社は、10名以内の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>を置く。 <u>2 当社は、5名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p>
<p>第 20 条(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第 20 条(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。<u>但し、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>
<p>(条文省略) (条文省略) (新設)</p>	<p>(現行どおり) (現行どおり) <u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 21 条(任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>第 21 条(任期) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</u></p>

<p>2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 22 条(代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第 22 条(代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>
<p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 23 条(取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第 23 条(取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第 24 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 24 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して</u>発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役及び監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条(取締役会の決議方法) (条文省略)</p>	<p>第25条(取締役会の決議方法) (現行どおり)</p>
<p>第 26 条(取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 26 条(取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条(重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各</u></p>

<p>第 27 条(取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第 29 条(報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第30条(取締役の責任免除) （条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条(執行役員)</p> <p>当会社は、取締役のほか、取締役会の決議により、執行役員をおくことができる。</p> <p>2 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第 32 条(員数)</p> <p>当会社の監査役は3名以上とする。</p>	<p>号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 28 条(取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第 30 条(報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>第31条(取締役の責任免除) （現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条(執行役員)</p> <p>当会社は、取締役のほか、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>により、執行役員をおくことができる。</p> <p>2 執行役員に関する事項は、取締役会又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める執行役員規程による。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
--	--

<p><u>第 33 条(選任方法)</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>3 当会社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条(任期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条(常勤の監査役)</u></p> <p><u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除</u></p>	(削除)

<p>き、監査役会の過半数で行う。</p>	
<p>第 38 条(監査役会の議事録)</p>	(削除)
<p><u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	
<p>第 39 条(監査役会規程)</p>	(削除)
<p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>第 40 条(報酬等)</p>	(削除)
<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	
<p>第 41 条(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p><u>当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新設)</p>	第 33 条(監査等委員会の招集通知)
<p></p>	<p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p></p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	第 34 条(監査等委員会規程)
<p></p>	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定</u></p>

<p>第6章 会計監査人</p> <p>第 42 条(選任及び任期) (条文省略)</p> <p>第 43 条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p><u>めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第 35 条(選任及び任期) (現行どおり)</p> <p>第 36 条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>付則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	--